

## ぬましん住宅ローン(しんきん保証基金 保証付)

令和5年1月4日

項目	内容
1. 商品名	ぬましん住宅ローン (一般社団法人しんきん保証基金 保証付)
2. ご利用いただける方 (①～⑤すべてに 該当する方)	①当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方 ②満20歳以上満70歳未満、完済時満80歳未満の方 ③安定継続した収入のある方(前年年収100万円以上の方) ※会社員・公務員等は1年以上勤務、法人役員・自営業者は3年以上事業に従事している方 ④保証会社の保証が得られる方 ⑤その他当金庫の指定条件を満たす方
3. 資金使途	申込人が所有し、かつ申込人またはその家族が居住する物件に関する次の資金 ①土地および住宅の購入資金 ②マンションの購入資金 ③住宅のリフォーム(増改築・修繕)資金 ④住宅ローンの借換資金 ⑤①～④に付随して必要となる諸費用で保証会社および当金庫が認めるもの ※一戸建てで土地が定期借地権の場合、および、マンションで土地が借地権・定期借地権の場合は対象外となります。
4. 融資金額	50万円以上1億円以内(1万円単位) ※借地上の建物にかかるご融資の場合は、50万円以上3,000万円以内
5. 融資期間	1年以上40年以内(元金据置期間12ヵ月以内) ※借地上の建物にかかるご融資の場合は、1年以上30年以内
6. 融資形式	証書貸付
7. 融資利率	①固定金利選択型 ②変動金利型 からお選びいただきます。 (当金庫パンフレット、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板にてお知らせします。)
①固定金利選択型	固定金利期間を3年・5年・10年の中からお選びいただきます。 固定金利期間終了後は、固定金利期間を再度設定することが可能です。 固定金利期間を再度設定しない場合は変動金利型へ自動的に切替となり、切替時点における変動金利型住宅ローンの基準金利を適用します。
②変動金利型	融資利率は、当金庫の住宅ローン基準金利を基準として、基準金利の変更に伴ってその変更幅と同一幅で変動します。 融資利率は、毎年4月1日、10月1日の年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は6月の約定日の翌日、10月1日基準の融資利率は12月の約定日の翌日から適用します。
8. 担保	ご融資対象の土地・建物に原則として第1順位の抵当権を設定いたします。
9. 団体信用生命保険 (リビングニーズ特約付)	団体信用生命保険(リビングニーズ特約付)に加入していただきます。保険料は当金庫が負担します。 ①3大疾病保障特約、②就業不能保障保険・3大疾病保障特約を付帯することもできます。 ・特約を付帯する場合、お取扱いできる年齢条件が、お借入時：満20歳以上満51歳未満、かつ完済時：満75歳となる年の12月31日以前となります。 ・特約を付帯する場合、①②ともに住宅ローン金利に年0.30%が上乘せされます。
10. 返済方法	毎月元利均等返済 または 毎月元金均等返済 (ご融資金額の元金の50%まで半年毎のボーナス返済併用も可能) ・固定金利選択型の場合、固定金利期間中のご返済額は一定です。 ・変動金利型で元利均等返済の場合、ご返済額の見直しは5年毎行いますが、新返済額の増加分はたとえご融資利率が上昇しても旧返済額の25%以内です。 ・変動金利型で元金均等返済の場合、毎月の元金返済金額は変わらず、支払う利息が増減します。
11. 保証	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。 審査によって、連帯債務者もしくは連帯保証人を必要とする場合があります。 担保提供者は物上保証人になっていただきます。
12. 保証料	保証会社へ保証料を一括でお支払いいただきます。 保証料は保証会社の審査により変動します。
13. 取扱手数料	住宅ローン実行手数料：33,000円(消費税込) ※しずおか住宅ローン優遇制度に該当する場合は、16,500円(消費税込)となります。

## ぬましん住宅ローン(しんきん保証基金 保証付)

令和5年1月4日

項目	内容
14. その他手数料	<p>以下のお手続きには各種手数料をいただきます。 各手数料金額については、当金庫営業店窓口または当金庫ホームページにてご確認ください。</p> <p>①一部繰上返済手続きまたは全部繰上返済手続き ②固定金利選択型ご利用中の方で、固定金利期間の再設定手続き ③各種条件変更手続き</p>
15. 遅延損害金	遅延した元金に対して 年 14.60%
16. 主な必要書類	<p>本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・在留カード等） 年収確認書類（源泉徴収票・公的所得証明書等） ※法人役員・個人事業主の場合、3年分の年収確認書類および業況の確認ができる資料等が必要な場合があります。 ※育児休業中の方は、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書を年収確認書類とすることもできます。 資金用途確認書類（売買契約書・工事請負契約書・見積書・請求書等） ※資金用途に応じて上記以外の書類のご提出が必要となりますので、あらかじめご承知おきください。 しずおか住宅ローン優遇制度を利用する場合は、各制度の認定書等</p>
17. その他	<p>本商品は窓口来店型です。インターネット（パソコン・スマートフォン）にて仮審査申込を行うことができます。</p> <p>住宅ローン実行時に、上記実行手数料・保証料の他、火災保険料・抵当権設定等にかかる費用が別途必要となります。</p> <p>住宅ローン完済時に、抵当権抹消にかかる費用が別途必要となります。</p> <p>育児休業中や介護休業中の方も復職後に安定継続した収入の見込みがあればお申込が可能です。</p>